

職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則及び職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 31 日

名古屋市人事委員会委員長 二 神 望

#### 名古屋市人事委員会規則第 7 号

職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則及び職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則

(職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第11条第 2 項中「通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を「通じて」に改める。

(職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部改正)

第 2 条 職務に専念する義務の免除基準に関する規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 3 号の 2 及び第 8 号中「正規の勤務時間の始め又は終りに」及び「それぞれ」を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年10月 1 日から施行する。